

第 4213 号  (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース  (2011年)平成23年 4月 4日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 貸倒引当金の改正

**Q**：貸倒引当金の取扱いが改正されるようですが、どのようになるのですか？

**A**：一定の法人には適用されなくなります。

### 【解説】

貸倒引当金制度は、今年度の改正で見直しが行われ、次のように改正されます。

#### ① 中小法人、銀行、保険会社等

これまでの貸倒引当金制度を適用することができます。

#### ② ①以外の法人で一定のリース債権や金融債権を有する法人

これらの債権には、これまでの貸倒引当金制度を適用することができます。

ただし、これらの債権以外の債権については、③と同様、每期4分の1ずつ限度額が縮小していきます。

#### ③ ①、②以外の法人

経過措置事業年度（改正法施行日から平成26年3月31日までに開始する各事業年度）で繰入限度額が每期4分の1ずつ縮小され、最終的に制度の適用がなくなります。

なお、経過措置事業年度においては、個別評価金銭債権は、その債権ごとに旧法と新法を選択適用できますが、一括評価金銭債権については、個別債権ごとには選択できず、一括評価金銭債権の全体において選択適用できるとされています。

